

新宿区景観形成ガイドラインの改定について

平成21年度に策定された新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインを活用し、景観事前協議を行ってきた。これまでの景観事前協議の実績を踏まえ、よりきめ細やかな景観誘導を図るため、新宿区景観形成ガイドラインの改定を行う。

1. 景観形成ガイドラインの改定の内容について

(1) エリア別景観形成ガイドラインの時点修正について[資料2、資料3(当日配布)]

平成24年度における区内の現地調査の結果・分析をもとに、以下に示す時点修正を行い、現状との整合を図る。

- | | | |
|---------------|----------|-------------|
| ①文化財など景観資源の追加 | ②保護樹木の追加 | ③エリア境界の明確化 |
| ④凡例の統一 | ⑤写真の更新 | ⑥現状との相違点の修正 |

(2) 要素別景観形成ガイドラインの追加について[資料4]

新宿区景観まちづくり計画で定められている景観形成基準のうち、形態意匠・設備等修景・みどりに関する内容について、区内のどの地域においても考慮すべき一般的な留意点を新たにガイドラインとして定め、今後の景観事前協議の円滑化を図る。

(3) 新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドラインの改定について[資料5]

屋外広告物についての基準を一部変更する。

2. スケジュール(予定)

平成26年 11月中旬	パブリックコメントの実施
平成27年 1月	景観まちづくり審議会 諮問
平成27年 3月	新宿区景観形成ガイドラインの改定